

令和6年度  
第4回秋田地方最低賃金審議会  
議事次第及び資料項目

令和6年8月21日（水）  
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

資 料

頁

- 1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について
  - (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (3) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (4) 秋田県農業協同組合労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (5) 中通病院労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (6) 市立横手病院労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (7) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (8) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (9) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - (10) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - (11) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - (12) 全日本年金者組合秋田県本部からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30





## 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第70号

令和6年8月5日秋田地方最低賃金審議会から秋田県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和6年8月20日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目1番3号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年8月5日

秋田労働局長 山本博之

記

秋田県最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
秋田県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 951円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

2024年8月16日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県労働組合総連合  
議長 越後屋 建一  
〒010-0001

秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階  
電話 018-834-1808 F A X 018-834-1816

### 2024年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申を行いました。

異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。

私たちは、「最低賃金を今すぐ1000円、そして1500円へ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。「目安に上積み」し、「中小企業・小規模事業者への支援を求める」答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額54円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。他県の動向によっては、全国最下位になることも懸念されます。

秋田県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

#### 記

1. 答申された時間額951円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。



## 理 由

### (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額165,284円(951円×173.8時間)年額で1,983,406円です。毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年5月)の総実労働時間月144.4時間では月額137,324円、年額1,647,893円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、一人の大人が独立して生計を営むには困難が大きく、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2223円となっているのははじめ、イギリス約2102円、ドイツは約1976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

### (2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランク同額でした。格差拡大とならない一方で、その解消も進まない内容でした。Cランク地方を中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。秋田地方最低賃金審議会は目安に4円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,163円、秋田は951円、依然212円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額212円もの格差が生じる、東京の8割の賃金で生活しなくてはならないという事は不合理であると思います。格差解消が必要です。秋田の後に出了れた他県の答申では、同じCランクで鳥取が57円、鹿児島・沖縄が56円、青森・大分・宮崎が55円引きあがりました。現状でも秋田は同じランク内で下位であり、このまま推移すれば、全国最下位になる危険性が高くなっています。さらなる引き上げが必要だと考えます。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,054円と伝えられています。しかし、全国で答申が出されていますが、加重平均を超えているのは6都府県のみ、1,000円を超えたのも16都道府県だけです。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地域の労働者にしか適用されません。こうし

た事実を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

### (3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業者への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援について、政府に対し強く要望されています。「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については労使共通の認識」であり、「官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望」するとし、各種助成金の制度改善と活用促進、下請法の執行強化と法改正の検討を求めるなど、積極的姿勢を打ち出されています。地域の現状を捉え、改善の方向を示された

ことに敬意を表するものです。ぜひとも、この考え方を審議会としても答申書に明記され、広く周知するとともに、国に対して強力に意見を発信していただきたいと思えます。

#### (5) おわりに

2024年7月6日に公表された「毎月勤労統計(6月)」によると、実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスとなりました。春闘での賃上げと夏の一時金が高水準であった事が大きな要因とされています。一方で、総務省の家計調査では1世帯当たりの消費支出は前年同月を下回り、マイナスは2か月連続となっています。13か月連続前年同期を下回っていましたが、本年4月にプラスに転じたものの、5月にはまた下回り2か月連続となったものです。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。総務省の家計調査では、携帯電話の通信料や果物・生鮮野菜などへの出費が減少しているとしています。節約傾向が強いことが強調されています。「家計の節約志向はまだ強く、貯蓄に回す傾向が続いている」と述べていますが、最低賃金および最低賃金近傍で働いている労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。これは社会的な重要課題です。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

本年度の改定にあたって、憲法25条(生存権)を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以上

2024年8月16日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 奥井 明子

〒010-0001

秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

### 2024年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申を行いました。

異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。

私たちは、「最低賃金を今すぐ1000円、そして1500円へ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。「目安に上積み」し、「中小企業・小規模事業者への支援を求める」答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額54円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。他県の動向によっては、全国最下位になることも懸念されます。

秋田県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

#### 記

1. 答申された時間額951円のみで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。



## 理 由

### (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額165,284円(951円×173.8時間)年額で1,983,406円です。毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年5月)の総実労働時間月144.4時間では月額137,324円、年額1,647,893円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、一人の大人が独立して生計を営むには困難が大きく、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2223円となっているのをはじめ、イギリス約2102円、ドイツは約1976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

### (2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランク同額でした。格差拡大とならない一方で、その解消も進まない内容でした。Cランク地方を中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。秋田地方最低賃金審議会は目安に4円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,163円、秋田は951円、依然212円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額212円もの格差が生じる、東京の8割の賃金で生活しなくてはならないという事は不合理であると思います。格差解消が必要です。秋田の後に出了された他県の答申では、同じCランクで鳥取が57円、鹿児島・沖縄が56円、青森・大分・宮崎が55円引きあがりました。現状でも秋田は同じランク内で下位であり、このまま推移すれば、全国最下位になる危険性が高くなっています。さらなる引き上げが必要だと考えます。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,054円と伝えられています。しかし、全国で答申が出されていますが、加重平均を超えているのは6都府県のみ、1,000円を超えたのも16都道府県だけです。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地域の労働者にしか適用されません。こうし

た事実を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

### (3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援について、政府に対し強く要望されています。「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については労使共通の認識」であり、「官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望」するとし、各種助成金の制度改善と活用促進、下請法の執行強化と法改正の検討を求めると、積極的姿勢を打ち出されています。地域の現状を捉え、改善の方向を示された

ことに敬意を表するものです。ぜひとも、この考え方を審議会としても答申書に明記され、広く周知するとともに、国に対して強力に意見を発信していただきたいと思えます。

#### (5) おわりに

2024年7月6日に公表された「毎月勤労統計(6月)」によると、実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスとなりました。春闘での賃上げと夏の一時金が高水準であった事が大きな要因とされています。一方で、総務省の家計調査では1世帯当たりの消費支出は前年同月を下回り、マイナスは2か月連続となっています。13か月連続前年同期を下回っていましたが、本年4月にプラスに転じたものの、5月にはまた下回り2か月連続となったものです。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。総務省の家計調査では、携帯電話の通信料や果物・生鮮野菜などへの出費が減少しているとしています。節約傾向が強いことが強調されています。「家計の節約志向はまだ強く、貯蓄に回す傾向が続いている」と述べていますが、最低賃金および最低賃金近傍で働いている労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。これは社会的な重要課題です。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

本年度の改定にあたって、憲法25条(生存権)を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以上

2024年8月16日

秋田労働局長  
山本 博之 様

秋田県医療労働組合連合会  
執行委員長 奥井 博之  
〒010-0001 秋田市中区 〇〇〇 56-5  
電話番号 018-835-6〇〇〇

## 2024年度秋田県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、秋田地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を54円引き上げ、951円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、24年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついでには、今年度の秋田県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっております。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2024年8月16日

秋田労働局長  
山本 博之 様

秋田県農業協同組合労働組合  
〒010-0001 秋田市中通6-7-36  
電話 018-831-4448

## 2024年度秋田地方最低賃金に対する意義申出

今般、秋田地方最低賃金審議会が、中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスし951円の答申を行ったことは極めて意義深いと考えます。

しかしながら54円の引き上げでは、昨今の物価高騰下、農協で働く労働者の生活改善や地域の維持につながらないため、下記の通り異議申出を行います。

### 記

1. 答申された時間額951円のままで、最低賃金を決定することは、不服です。
2. 人口減少に歯止めをかけ、地域の経済、社会、文化、伝統を守るために、それらを担う労働者の生活を保障しなければなりません、そのためにはまず全国並みの最低賃金が必要です。
3. 一方では、中小企業・小規模事業所において、最賃引き上げに伴う社保負担は経営の負担となります。このため政府に対して中小企業・小規模事業所への支援をさらに強化・充実させるよう強く求めてください。

### 理由

秋田県内の各農協の初任給と、それぞれの地域の民間企業の格差は、別紙資料の通りで最賃をわずかに上回る状況です。

一方、私たちの要求にも拘わらず、初任給が改訂されたのは数農協となっており、全県的に新規求人者は集まらず、またやっと採用されても中途退職される若年者が各農協で必ず発生している状況です。

このままでは、県民への食料供給の橋渡し、金融・共済・購買など地域生活を守る担い手が育たず、組織（機能）の維持が懸念される状況です。

「賃上げが先か？雇用が先か？」という議論がありますが、労働政策研究・研修機構の呉学殊さんは、「間違いなく賃上げが先だ」と訴えています。

以上により、全国並みまで最低賃金を引き上げて頂くことをお願いいたします。



秋田労働局長 山本 博之様



2024年8月16日

中通病院労働組  
執行委員長 高村美

〒010-0001 秋田市中通6丁目1番56-5  
電話 018-833-7937 FAX018-832-0203

## 2024年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申を行いました。私たちは、この答申に対して最低賃金法第12条、第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

今回の答申額は、最低賃金を時給に一本化した2002年度以降、引き上げ幅、時給額とも過去最大となりました。昨年の金額を54円上回り、中央最低賃金審議会目安50円を4円上回る金額です。物価高騰の中、秋田地方最低賃金審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。しかし今回の答申である時給額951円であっても年収は200万円以下となりワーキングプアからの脱却はかないません。

現在(8月14日時点)の全国の答申状況を見てみると、40都道府県で答申がまとまり、20の都道府県は目安通り50円の引き上げとなっています。目安を上回ったのは、秋田県のほか鳥取県、沖縄県、青森県など20県です。上乗せは、鳥取県で7円、鹿児島県、沖縄県で6円となっています。東北は全県出そろっていませんが、青森県・福島県が5円を上乗せしています。本県は目安額の50円に+4円の上乗せをした54円の答申となり、過去最大の上げ幅でした。地域間格差是正のため、県外への人口流出を防ぐため、審議会の皆さんに奮闘いただいた結果だと思えます。

しかし、現在の状況で未答申の県もありますが、秋田県の答申額はすでに全国的にみても最下位に近い状態です。秋田県の2008年からの最賃の推移を見れば、ずっと下位グループに位置付けられています。それが人口減少の一因となっていることは否めないと考えます。秋田県の若者に展望・未来のない状況が続く県内での子育てが難しいとの話が聞かれます。働く世代が減少することで県全体としての生産力が低下していくことが心配されます。

2023年人口動態から、秋田県は残念ながら「出生率29年連続全国最下位」という結果でした。このことから少子化が年々深刻化している現状があらためて浮き彫りになっています。秋田県は、『深刻な少子化の流れを変えるためには、若者の県内定着、結婚しやすい環境づくり、子育て支援の

充実など、総合的な少子化対策を推進するとともに、「少子化問題」はあらゆる世代・暮らしに影響するものである。』と少子化問題に取り組んでいます。これらの問題を解決していくためにも、最低賃金の改正が大きな影響を及ぼす事は間違いないと私たちは考えます。

以上から、秋田県の将来を考え、諸問題を解決していくためには、最低賃金を答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の秋田地方最低賃金の改正決定について、下記に示した内容で再審議頂き、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを強く要望いたします。

#### 記

1. 答申された時間額 951 円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 全国下位グループからの脱却、賃金格差の解消、全国一律最低賃金等を展望し、当地域の最低賃金を生計費維持にふさわしい額に引き上げるとともに、さらなる地域間格差を是正して下さい。
3. 先行きの見えない物価高騰の中、最賃引き上げにあたっては、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援対策をさらに強化・充実させ申請の簡略化を図ることを強く要望して下さい。

以 上

2024年8月16日

秋田労働局長  
山本 博之 様

市立横手病院労働組合  
執行委員長 高橋 洋

〒013-0016 秋田県横手市根岸町  
TEL: 0182-33-

## 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

さる8月5日、秋田地方最低賃金審議会は、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申を行いました。

中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスするとの結論は、都市部と地方の賃金格差を是正する上で極めて重要な一歩と考えます。目安に上積みし、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となったことについて審議会各位には敬意を表します。

しかしながら目安金額に対して4円の上乗せをもって東京地方最低賃金審議会が東京労働局へ8月5日に行いました答申である時間額1,163円とは212円もの差、割合にして81.8%と、なお大きな開きがあるのが現実です。また本日時点において各地方審議会が行った答申の内容を確認しますと、秋田県が最低額全国最低額となっております。このままでは若年層を中心とした人口流出に歯止めがかかりません。また首都圏との最低賃金の差を理由として居住地によって昇給に差をつけるという話も聞きます。これはAターンや新たに秋田に定住しようとする労働者に対して大きなマイナスイメージを与え、定住意欲を奪います。

以上より、下記の通り異議申出を行います。

### 記

1. 地域間格差を大幅に縮小するよう最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 審議会の意見として「全国一律最賃制度を目指すこと」を表明すること。
3. 審議会の意見として、最低賃金引き上げへの理解を使用者側から得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を表明すること。

以上



秋田労働局長  
山本 博之 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 小林 正  
〒010-0951 秋田市山王4丁目4-14 秋田県教育会館3  
電話 018-824-16

## 2024年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申をおこないました。

物価高騰が続く中、2024年6月末から7月中旬にかけて起こった豪雨災害によって、昨年度に引き続き秋田県各地が大きな被害をうけ、苦しい県民生活に追い打ちがかけられている厳しい情勢です。このような中、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけるため、中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスする今回の答申は、極めて意義あるものだと考えます。しかし、同じ日本国内でありながら大きな地域間賃金格差が生じていることは問題であり、是正されるべきものであると考えられます。

県内高卒就職希望者、内定者数の高水準が継続しているものの、新型コロナウイルスが感染法上5類に変更されたことで、その傾向も昨年度は緩やかな減少となりました。もちろん、高校生が就職先を選択する際に賃金のみを判断基準としているわけではありませんが、福利厚生はもちろんのこと、賃金も就職先選択の大きな指標であることは事実です。また、大学等へ進学した者も含め「将来的には秋田県で働きたい」との意識を高めるため、秋田県全体の賃金水準を引き上げることが重要な要素であることは間違いありません。

また、そのためには秋田県の経済を支える中小企業・小規模事業所への十分な支援が必要なことは言うまでもありません。原材料費の高騰等のため、各事業所の経営は厳しさを増しています。そのような中で労働者の賃金を引き上げることができるよう、公的な支援をさらに充実させることが必要です。

多くの労働者が自立した生活をするためには、さらなる賃金水準の向上は必要不可欠です。県民が文化的にも充実し、秋田県が希望ある地域となるよう、企業への支援策を講じながら賃金の引き上げを促し、地域経済の好循環を生み出すため必要があります。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 答申された時間額951円のまま、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所の支援策を具体化し、さらに強化・充実させることを政府に強く求めてください。

以上



2024年8月16日

秋田労働局長 山本 博之 様

日本自治体労働組合連合秋田県本部  
中央執行委員長 本間 渉  
〒013-0022 横手市四日町4-30  
電話 0182 - 33 - 3895

2024年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申を行いました。

異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスするとの結論は極めて意義深いと考えます。

私たちは、「最低賃金の水準引き上げ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。「目安に上積み」し、「中小企業・小規模事業者への支援を求める」答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額54円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。秋田県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額951円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。



## 理 由

### (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額165,284円(951円×173.8時間)年額で1,983,406円です。毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年5月)の総実労働時間月144.4時間では月額137,324円、年額1,647,893円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、一人の大人が独立して生計を営むには困難が大きく、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2223円となっているのははじめ、イギリス約2102円、ドイツは約1976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

### (2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランク同額でした。格差解消ともなりません。Cランク地方を中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。秋田地方最低賃金審議会は目安に4円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,163円、秋田は951円、依然212円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額212円もの格差が生じる、東京の8割の賃金で生活しなくてはならないという事は不合理であると思います。格差解消が必要です。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,054円と伝えられています。しかし、全国で答申が出されていますが、加重平均を超えているのは6都府県のみ、1,000円を超えたのも16都道府県だけです。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地域の労働者にしか適用されません。こうした事実を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

### (3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業者への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引き上げの環境を整えることです。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援について、政府に対し強く要望されています。「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については労使共通の認識」であり、「官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望」するとし、各種助成金の制度改善と活用促進、下請法の執行強化と法改正の検討を求めるとし、積極的姿勢を打ち出されています。地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。ぜひとも、この考え方を審議会としても答申書に明記され、広く周知するとともに、国に対して強力に意見を発信していただきたいと思えます。

#### (5) おわりに

2024年7月6日に公表された「毎月勤労統計(6月)」によると、実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスとなりました。春闘での賃上げと夏の一時金が高水準であった事が大きな要因とされています。一方で、総務省の家計調査では1世帯当たりの消費支出は前年同月を下回り、マイナスは2か月連続となっています。13か月連続前年同期を下回っていましたが、本年4月にプラスに転じたものの、5月にはまた下回り2か月連続となったものです。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。総務省の家計調査では、携帯電話の通信料や果物・生鮮野菜などへの出費が減少しているとしています。節約傾向が強いことが強調されています。「家計の節約志向はまだ強く、貯蓄に回す傾向が続いている」と述べていますが、最低賃金および最低賃金近傍で働いている労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。これは社会的な重要課題です。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

本年度の改定にあたって、憲法25条(生存権)を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以上

2024年8月16日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県公務公共一般労働組合  
執行委員長 本間 渉  
〒013-0022 横手市四日町 4-30  
電話 0182 - 33 - 6906

### 2024年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申を行いました。

異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスするとの結論は極めて意義深いと考えます。

私たちは、「最低賃金の水準引き上げ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。「目安に上積み」し、「中小企業・小規模事業者への支援を求める」答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額54円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。秋田県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

#### 記

1. 答申された時間額951円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。



## 理 由

### (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額は165,284円(951円×173.8時間)年額で1,983,406円です。毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年5月)の総実労働時間月144.4時間では月額137,324円、年額1,647,893円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、一人の大人が独立して生計を営むには困難が大きく、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2223円となっているのをはじめ、イギリス約2102円、ドイツは約1976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

### (2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランク同額でした。格差解消ともなりません。Cランク地方を中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。秋田地方最低賃金審議会は目安に4円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,163円、秋田は951円、依然212円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額212円もの格差が生じる、東京の8割の賃金で生活しなくてはならないという事は不合理であると思います。格差解消が必要です。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,054円と伝えられています。しかし、全国で答申が出されていますが、加重平均を超えているのは6都府県のみ、1,000円を超えたのも16都道府県だけです。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地域の労働者にしか適用されません。こうした事実を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

### (3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業者への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引き上げの環境を整えることです。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援について、政府に対し強く要望されています。「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については労使共通の認識」であり、「官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望」するとし、各種助成金の制度改善と活用促進、下請法の執行強化と法改正の検討を求めると、積極的姿勢を打ち出されています。地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。ぜひとも、この考え方を審議会としても答申書に明記され、広く周知するとともに、国に対して強力に意見を発信していただきたいと思えます。

## (5) おわりに

2024年7月6日に公表された「毎月勤労統計(6月)」によると、実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスとなりました。春闘での賃上げと夏の一時金が高水準であった事が大きな要因とされています。一方で、総務省の家計調査では1世帯当たりの消費支出は前年同月を下回り、マイナスは2か月連続となっています。13か月連続前年同期を下回っていましたが、本年4月にプラスに転じたものの、5月にはまた下回り2か月連続となったものです。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。総務省の家計調査では、携帯電話の通信料や果物・生鮮野菜などへの出費が減少しているとしています。節約傾向が強いことが強調されています。「家計の節約志向はまだ強く、貯蓄に回す傾向が続いている」と述べていますが、最低賃金および最低賃金近傍で働いている労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。これは社会的な重要課題です。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

本年度の改定にあたって、憲法25条(生存権)を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

2024年8月16日

秋田労働局長  
山本博之 様

〒010-0976 秋田市八橋南1-2-20  
Tel.018-823-7748 Fax.018-823-7749  
全日本建設交運一般労働組合秋田県支部  
執行委員長 高橋 隆

## 秋田県最低賃金の改正決定に対する異議の申出書

2024年8月5日に秋田地方最低賃金審議会が貴職に答申した「秋田県最低賃金の改正決定」について、次の通り異議の申出をおこないます。

記



### 【異議の内容】

1. 秋田県で事業を営む使用者に使用される労働者に係る最低賃金額を54円引き上げて1時間951円とすることについては不服です。
2. 中央最低賃金審議会の目安に4円上乘せして54円引き上げる答申については、昨年につづき大きな前進と考えられますが、県内の低所得者層の生活向上、都道府県ごとの地域間格差の解消という課題から考えると不十分な内容と言わざるを得ません。

秋田県と東京都や宮城県など大都市部を有する地域との格差を縮め、全国一律の最低賃金制を展望するために、秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

### 【異議の理由】

同じ仕事をしているにも関わらず、生活する都道府県の違いで法定の最低賃金額が違うことに多くの県民は疑問を感じ、納得していません。

今年の秋田地方最低賃金審議会の改正決定(答申)では、秋田県最低賃金は東京都の1,163円とは4円差が縮まってだけで、依然として212円の賃金格差があります。これでは大都市部を有する都道府県と秋田県の格差は解消しません。このまま最低賃金額の都道府県ごとの格差が縮まらずにいれば、秋田県から大都市部への人口流出がさらに深刻化し、秋田県経済がますます疲弊することは必至です。したがって最低賃金のさらなる大幅な引き上げ、地域間格差の解消は急務であると考えます。

都道府県ごとに最低賃金額を義務づける現行制度は、前述のように格差を助長しています。日本以外の先進国のほとんどが全国一律の最低賃金制度を持つなかで、日本のように都道府県ごとに地域別最低賃金が設定されるのはきわめて異常であります。

### 【付記】

都道府県ごとの格差を縮め、秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げることは、県民の強い願いです。その実現のためにも、政府に対して有効な中小零細企業への支援策をさらに強化・充実するよう強く求めてください。

2024年8月16日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県地域一般労働組合

執行委員長 小笠原 猛

〒010-0001

秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

電話 018-834-1808 F A X 018-834-1816

### 2024年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額897円を54円引き上げて951円とする答申を行いました。

異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に4円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。

私たちは、「最低賃金を今すぐ1000円、そして1500円へ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。「目安に上積み」し、「中小企業・小規模事業者への支援を求める」答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額54円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。他県の動向によっては、全国最下位になることも懸念されます。

秋田県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

#### 記

1. 答申された時間額951円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。



## 理 由

### (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額165,284円(951円×173.8時間)年額で1,983,406円です。毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年5月)の総実労働時間月144.4時間では月額137,324円、年額1,647,893円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、一人の大人が独立して生計を営むには困難が大きく、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2223円となっているのをはじめ、イギリス約2102円、ドイツは約1976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

### (2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランク同額でした。格差拡大とならない一方で、その解消も進まない内容でした。Cランク地方を中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。秋田地方最低賃金審議会は目安に4円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,163円、秋田は951円、依然212円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額212円もの格差が生じる、東京の8割の賃金で生活しなくてはならないという事は不合理であると思います。格差解消が必要です。秋田の後に出了された他県の答申では、同じCランクで鳥取が57円、鹿児島・沖縄が56円、青森・大分・宮崎が55円引きあがりました。現状でも秋田は同じランク内で下位であり、このまま推移すれば、全国最下位になる危険性が高くなっています。さらなる引き上げが必要だと考えます。

なお、中央最低賃金審議会の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,054円と伝えられています。しかし、全国で答申が出されていますが、加重平均を超えているのは6都府県のみ、1,000円を超えたのも16都道府県だけです。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の地域の労働者にしか適用されません。こうし

た事実を審議会としても、労働局としても問題意識をもって、中央最低賃金審議会や政府に意見を発するべきと考えます。

### (3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的を示すため、さらなる引き上げが求められます。

### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業者への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援について、政府に対し強く要望されています。「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備については労使共通の認識」であり、「官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望」とし、各種助成金の制度改善と活用促進、下請法の執行強化と法改正の検討を求めるなど、積極的姿勢を打ち出されています。地域の現状を捉え、改善の方向を示された

ことに敬意を表するものです。ぜひとも、この考え方を審議会としても答申書に明記され、広く周知するとともに、国に対して強力に意見を発信していただきたいと思えます。

#### (5) おわりに

2024年7月6日に公表された「毎月勤労統計(6月)」によると、実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスとなりました。春闘での賃上げと夏の一時金が高水準であった事が大きな要因とされています。一方で、総務省の家計調査では1世帯当たりの消費支出は前年同月を下回り、マイナスは2か月連続となっています。13か月連続前年同期を下回っていましたが、本年4月にプラスに転じたものの、5月にはまた下回り2か月連続となったものです。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。総務省の家計調査では、携帯電話の通信料や果物・生鮮野菜などへの出費が減少しているとしています。節約傾向が強いことが強調されています。「家計の節約志向はまだ強く、貯蓄に回す傾向が続いている」と述べていますが、最低賃金および最低賃金近傍で働いている労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。これは社会的な重要課題です。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

本年度の改定にあたって、憲法25条(生存権)を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以上

2024年8月16日

秋田労働局長 山本 博之 様

全日本年金者組合秋田県本部  
執行委員長 大坂谷 邦雄  
〒010-0001  
秋田市中通7丁目2-21  
くらしと労労働会館4階  
TEL・fax 018-833-5456

### 2024年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会の本年度の最低賃金改定の審議では、年金受給者の声を反映した答申をしてくださるよう要望しました。

秋田地方最低賃金審議会は、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 897 円を 54 円引き上げて 951 円とする答申を行いました。が、私たち年金受給者の要望に十全に答えるものではありませんでした。

異常な物価高騰が年金改定に追いつかない現実には年金生活者の暮らしを苦しめています。中央最低賃金審議会の目安 50 円に 4 円をプラスしたことはうれしいのですが、地域間格差が解消されず、秋田で働いていたというだけで、現役時代の賃金も年金支給額も全国平均から低いのは納得できませんので、異議申出をおこないます。

#### 記

- 1 最低賃金を答申された時間額 951 円で決定することは納得できません
- 2 地域間格差を解消してください

#### 理由

年金支給額は働いていた時の賃金が反映して決定されます。最低賃金が全国でも最低位にある秋田県の年金支給額は、こうした年金の仕組みから低くならざるを得ません。しかし、昨今の食料品、電気・ガス・ガソリン・灯油などの生活に欠かせない物価の高騰は、全国一律で秋田県が例外だというわけではありません。こうした物価高騰は、年金受給者の暮らしに大きく響いています。買い物を控える、冷暖房器具を使用しないなど節約に努めていますが、このまま地域間格差が残され、最低賃金が全国最低位にあると、私たちの貧しさは、孫子の代まで続くのではないかとおもわざるをえません。全国一律の最低賃金、生活できる最低賃金とすることを切望しています。

最低賃金引き上げで、支払い能力を心配する中小企業には、国が責任をもって対応するよう申し入れてほしいと願っています。



